

事 務 連 絡
平成 21 年 5 月 3 日

各都道府県 衛生主管部（局）
感染症対策担当者及び新型インフルエンザ対策担当者 殿

新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザの診療等に関する情報
（抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等）について

新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）の診療について抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の考え方を中心に別添のとおりまとめたので、各医療機関に周知徹底いただきたくよろしくお願いいたします。

照会先

新型インフルエンザ対策推進本部 医療班

担当者 中谷、大竹、片山

TEL 03-3506-7312 内線247、248

FAX 03-3506-7331

Mail nakatani-yukiko@mhlw.go.jp / katayama-satoko@mhlw.go.jp

新型インフルエンザの診療等に関する情報について
(抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等)

新型インフルエンザの診療等に関して、下記のように情報提供いたします。
ご承知おきいただくとともに、各医療機関への周知をお願いいたします。

1. 予防投与対象者

- 十分な感染防止策を行わずに、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者を予防投与の対象者とする。
- 現時点では、「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、次の表の考え方で対応する。

表 1 予防投与対象者の発生段階別投与指針

カテゴリー	国内発生 早期	感染拡大期	まん延期	回復期
医療従事者・ 水際対策関係者	投与			
患者の同居者	投与		効果を評価した上で検討	
患者の濃厚接触者 (同居者を除く)	投与		原則として見合わせる	
患者と同じ学校・ 職場等に通う者 (濃厚接触者を除く)	状況により投与		原則として見合わせる	
地域封じ込めの 実施地域の住民*	投与			

※ ただし、まん延期においては、増加する患者への治療を優先し、予防投与の効果等を評価し必要性を検討することになる。

2. 予防投与の用法と用量

- A型インフルエンザウイルス感染症の予防投与に適応があるのは、オセルタミビルリン酸塩カプセル（商品名：「タミフルカプセル75」以下、「タミフル」という）、ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー（商品名：「リレンザ」以下「リレンザ」という）のみである。現在の添付文書上の適応に基づくと、次の表となる。

表2 予防投与対象者の適応薬剤と用法用量

対象者	タミフル	リレンザ
13歳未満	適応なし	リレンザ * 1回2ブリスター 1日1回10日間
13歳以上	タミフル 1日1回1カプセル 7～10日	

※ 予防投与に関し、現時点では、新型インフルエンザに対する抗ウイルス薬の予防効果は必ずしも明らかではないこと、また、添付文書をもとに副作用等の発現リスクがあること等について、投与対象者（未成年者の場合は保護者含む）に十分情報提供し、同意を得たうえで行うこととする。

* リレンザについては、4歳以下に対する安全性は確立していない。また、小児に対しては、適切に吸入投与できると判断された場合にのみ投与すること。

3. 停留対象者への予防投与

- 停留対象者への予防投与についても、表1における「患者の濃厚接触者」に準じて処方を行う。

4. 処方を希望する者への事前処方

- 不必要な予防投与による副作用やウイルスの耐性化の発生を避けるとともに、抗ウイルス薬の効率的な使用を行うべきことから、第二段階（国内発生期）における予防投与については、濃厚接触者に対して行うことを基本とする。
- 第三段階（国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態）における予防投与に関しては、予防投与の効果等を評価し、今後さらに検討する。

5. 予防投与の費用負担について

- 原則、自費負担となるが、「健康観察」となる濃厚接触者への予防投与については、その一部もしくは全額を公費負担とすることも各自治体の判断で可能である。
- なお、検疫法により停留を実施する場合には、当該者への予防投与は公費負担となる。

6. ファクシミリによる処方せん発行

- 「医療体制に関するガイドライン」において、慢性疾患等を有する者については、発生前の現段階において、かかりつけの医師が了承することで、まん延期に、電話診療によりファクシミリ等を通じて処方せんを発行することができることとしている。

7. 疑似症例に対する投薬について

- 確定診断がついていない「疑似症例」に対しても、タミフル等の投与は現時点では、速やかに行うことが望ましいと考えられる。

8. 「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」について

- 国立感染症研究所等の情報を参考に、症例定義における「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」を以下のとおり定める。

【新型インフルエンザが蔓延している国又は地域】

メキシコ

アメリカ

カナダ

(5月2日 10:00 最終更新)

※今後の状況に応じて、更新いたしますので、ご確認ください。

厚生労働省:新型インフルエンザ対策関連情報

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>